

## 宿泊等施設利用約款

客室ならびに各施設を利用されるお客様と当館との約束事は、この約款に定めさせていただきます。会議、宴会、宿泊等のご利用あたりましてはこの約款に基づきますので、早めにお目通し願います。

### ( 契約の適用 )

第 1 条 当館がお客様との間で締結する宿泊等施設利用契約（以下「利用契約」という。）

は、この約款に定めるところによるものとします。この約款に定めない事項については、鳥取県市町村職員共済組合宿泊保養施設に関する規程及び関係法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 . 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項にかかわらずその特約が優先するものとします。

### ( 宿泊・利用契約の申し込み )

第 2 条 当館に利用契約の申し込みをされるお客様には、次の事項を明示していただきます。

- ( 1 ) 宿泊・利用者の氏名、性別、住所、勤務先及び電話番号
- ( 2 ) 市町村職員共済組合員、同共済年金受給者の該当の有無
- ( 3 ) 宿泊・利用日及び到着予定時刻
- ( 4 ) 宿泊・利用料金等の確認
- ( 5 ) その他当館が必要と認める事項

### ( 宿泊・利用契約の成立等 )

第 3 条 利用契約は、お客様の申込みがありかつ当館が受諾したときに成立するものとし

ます。

- 2 .当館は、必要によりご利用日以前にあらかじめ予約金をお願いする場合があります。
- 3 .当館が求める予約金をご入金いただけない場合は、当館は利用契約を解除できるものとします。
- 4 .お預かりした予約金は、お客様が最終的に支払うべき宿泊・利用料に充当いたします。

また、第4条第2項に定めるキャンセル料等当館に請求権がある場合は、予約金をもって充当しその残額を返還します。

(お客様の契約解除権)

第4条 お客様は、利用期日より以前であれば、利用契約を解除することができます。

- 2 .ただし、契約解除をお申し出いただいた日のご利用日間近の場合は、別表第2に定める当館のキャンセル料金表に従いキャンセル料を申し受けます。
- 3 .当館は、ご宿泊のお客様がご利用当日午後8時になっても到着されないときは、本契約はお客様のご都合により解除されたものとみなします。なお、ご到着が午後8時を越える場合であって、あらかじめご到着時刻を連絡いただいている場合はこの限りではありません。

(当館の契約解除権)

第5条 当館は、次に掲げる場合において利用契約を解除することができます。

- (1) お客様が宿泊・利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- (2) お客様が指定暴力団若しくはその構成員であるとき
- (3) お客様が伝染病患者であると認められるとき

- ( 4 ) 宿泊・利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- ( 5 ) 施設の故障その他やむを得ない事由により客室他施設を提供することができな  
いとき
- ( 6 ) 当館の利用規則に従わないとき
- ( 7 ) 他のお客様に著しく迷惑を及ぼす恐れがあるとき
- ( 8 ) 宿泊・利用料金の支払いがなされないと判断されたとき

2 . 当館が前項の規定にも基づいて利用契約を解除したときは、お客様がいまだ提供を受けていない宿泊・利用サービス等の料金はいただきません。

#### ( 宿泊利用の登録 )

第 6 条 宿泊のお客様には、チェックインの際当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- ( 1 ) お客様の氏名、性別、住所、勤務先及び電話番号
- ( 2 ) 外国人にあつては旅券の写し、入国地及び入国年月日
- ( 3 ) 出発日および出発予定時刻
- ( 4 ) その他当館が必要と認める事項

#### ( 客室の使用時間 )

第 7 条 宿泊のお客様が当館の客室を使用できる時間は、午後 4 時から翌朝 1 0 時までとします。ただし、継続して宿泊される場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用していただくことが可能です。

#### ( 利用規則の遵守のお願い )

第 8 条 お客様には、ご利用にあたりまして当館利用規則に従っていただきます。

- ( 1 ) 当館 ( 駐車場・外構を含む ) では、暖房用又は炊事用などの火器の持込みによる使用はしないでください。
- ( 2 ) ベットの中など、火災の発生する恐れがある場所で喫煙をしないでください。
- ( 3 ) 高声放歌や喧騒な行為等で、他のお客様にご迷惑のかけることのないようにしてください。
- ( 4 ) 施設内に次に類するものをお持ち込みにならないでください。
- 火薬、揮発油等、発火あるいは引火しやすいもの
  - 動物 ( 身体障害者補助犬を除く )、鳥類
  - 著しく悪臭を発するもの
  - 著しく多量な物品
  - 適法による所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
- ( 5 ) 施設内で、賭博、その他風紀を乱すような行為をしないでください。
- ( 6 ) みだりに外来者を客室内に呼び入れないでください。
- ( 7 ) 施設を無断で私的な営業目的 ( 展示会、物品販売等 ) に使用しないでください。
- ( 8 ) 施設内の設備及び備品類はその目的以外の用途に使用しないでください。
- ( 9 ) 施設内の備品類を施設外へ持ち出す或いは他の場所に移動しないでください。
- ( 10 ) 施設内で他のお客様に広告物を配布するような行為をしないでください。
- ( 11 ) 施設内に所持品を放置しないでください。
- ( 12 ) 施設外からの飲食物の持込みはお断りしております。必要な場合はフロントにお申し出ください。

2 . 当館の備品類は以下のものを除きお持ち帰ることができません。

- ・ 客室内にて提供している手ぬぐい、歯ブラシ・歯磨き粉、ヘアキャップ、タオル入れ、マッチ。その他当館よりプレゼントとして明示し提供したものの。

( 営業時間 )

第 9 条 施設等の営業時間は備付けのパンフレット、客室内インフォメーション等でご案内いたします。なお、フロント・キャッシャー等のサービス時間は以下のとおりとなります。特段の必要がある場合は事前にお申し出願います。

イ．門限 午前 0 時

ロ．フロントサービス 午前 7 時から午後 1 0 時

2．前項の営業時間は臨時に変更することがあります。

( 料金の支払い )

第 1 0 条 別表第 1 に定める宿泊・利用料金等は、日本国の通貨によりお支払い願います。

2．連泊のお客様には 2 日に一度のご精算をお願いいたします。

( お客様への損害賠償請求 )

第 1 1 条 お客様の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当館はお客様に対して損害賠償請求権を有します。

( 当館の責任 )

第 1 2 条 当館は、お客様のご利用のため利用契約を誠意をもって履行いたします。建物・設備及び安全管理については善良なる管理者の注意義務をもって管理いたします。

2．当館は、利用契約により提供義務のある客室を提供できないときは、できる限り条件の等しい他の宿泊施設を斡旋いたします。斡旋した宿泊施設の宿泊料金が当館より割高の場合は、その差額につき当館の負担とさせていただきます。

3．当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、宿泊料金等はお客様に請求いたしません。なお、この場合であっても違約金等の補償料は支払

いません。

(現金並びに貴重品の取り扱い)

第13条 お客様のお申し出により、当館の宿泊・利用料金相当額若しくは一般的な旅行費用相当額の金品をフロントにてお預かりすることができます。

2. 前項の規定にかかわらず、多額の現金、貴金属等貴重品はお預かりすることができません。これらにつきましては、お客様の自己責任において管理願います。万が一、館内においてこれら多額の現金、貴重品が紛失もしくは毀損等の損害が生じましても、当館は一切の責任を負いません。客室備え付けの金庫は保管庫であって万全ではございません。

3. 当館の管理責任に帰すべき理由によりお客様の現金若しくは貴重品が紛失した場合は、当館の損害賠償の額は当館の宿泊等施設利用料金相当額もしくは一般的な旅行費用相当額の範囲内とします。

(忘れ物)

第14条 お忘れ物につき所有者が明確な場合は、当館よりお客様にご連絡申し上げます。ただし、プライバシーにかかわる恐れがあると当館が判断したときはこの限りではありません。

2. 施設内に留置された物品がお忘れ物か遺棄物(いわゆるゴミ)かの判断は当館にてさせていただきます。

3. お忘れ物の所有者が判明しないときは、その後最寄りの警察署に届けます。ただし、食品等腐敗するものは警察署に届けることなく廃棄いたします。

4. 前項までの取り扱いにつき、当館は一切の損害賠償に応じることはできません。

(駐車の責任)

第15条 駐車場につきましては、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任までを負うものではありません。したがって、お客様が当館の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらずお客様の自己責任となります。車両の破損、盗難等につき、お客様は当館に損害賠償の請求権を有しません。ただし、当館に故意又は過失がある場合はこの限りではありません。

別表第1 宿泊・利用料金等の内訳（第2条及び第10条関係）

		内 訳
お客様にお支払い願う料金の総額	宿泊・利用料金	① 基本宿泊料・食事料・施設使用料 ② サービス料（①×10%）
	追加料金	③ 追加飲食料（朝・夕食以外の飲食料）及びその他料金 ④ サービス料（③×10%）
	税金	消費税（①+②+③+④）×8% 入湯税

別表第2 キャンセル料金表（第4条第2項関係）

	不泊	当日	前日	2日前	3日前
個人のお客様	100%	80%	50%	30%	20%
15名以上の団体様	100%	100%	50%	30%	20%

(注) 1. 宿泊・利用料（食事料を含む）に対する比率